

「規制緩和推進3か年計画（再改定）」〔平成12年3月31日閣議決定〕（抄）

金融審議会第一部会

資料

平成12年9月12日

7 金融・証券・保険関係

(1) 金融

| 事項名                 | 措置内容   | 実施予定時期          |                 |                | 備考  | 改定計画との関係 | 所管省庁              |
|---------------------|--|-----------------|-----------------|----------------|---|----------|-------------------|
|                     |  | 平成10年度          | 平成11年度          | 平成12年度         |   |          |                   |
| ①銀行の営業免許            | 銀行法第4条第2項第3号に基づく新規の参入に対する需給調整規制を行わないこととする。また、銀行法の次期改正時に当該需給にかかる規定を廃止する。  | 逐次実施            |                 |                |   | 7(1)①    | 金融再生委員会<br>大蔵省    |
| ②金融・証券における参入、業務規制   | 銀行・証券・信託の業態別子会社の業務範囲に係る残余の制限（証券子会社に係る株式の流通・発行業務、信託子会社に係る年金信託・合同運用指定金銭信託）についても見直しを行い、解禁する。  |                 | 措置済<br>11年10月1日 | —              | 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律<br>金融監督庁事務ガイドライン | 7(1)②    | 金融監督庁<br>大蔵省      |
| ③銀行への信託業務の全面的解禁     | 普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務の全面的兼営について金融審議会等において検討を行い、結論を得る。   |                 | 11年度<br>(検討)    | 12年度<br>(結論)   |   | 7(1)③    | 大蔵省               |
| ④地域金融機関が本体で行う信託業務   | 地域金融機関が本体で行うことのできる信託業務について、金銭債権の信託を解禁する等の措置を行う。  |                 | 措置済<br>11年10月1日 | —              | 金融監督庁事務ガイドライン                               | 7(1)④    | 金融監督庁<br>大蔵省      |
| ⑤銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し | 銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言、銀行のパソコンソフトの顧客向け販売、銀行の利用回線のリセールなど）を、銀行又は保険会社本体で行うことについて、利用者保護の観点を含め検討を行い、平成13年度末までに、銀行又は保険会社本体の業務範囲についての考え方を整理し、結論を得る。 |                 |                 | 12年度以降<br>(検討) | 13年度末までに結論                                  | 新規       | 大蔵省<br>(7(3)①に再掲) |
| ⑥普通銀行における社債の発行等     | 普通銀行による普通社債等の発行等を解禁する。   |                 | 措置済<br>11年10月1日 | —              | 金融監督庁事務ガイドライン                               | 7(1)⑤    | 金融監督庁<br>大蔵省      |
| ⑦銀行の営業用不動産の有効活用     | 銀行経営の合理化・効率化に資する営業用不動産の有効活用を図るため、既存店舗用建物の余剰部分の賃貸、店舗用建物の建替えに係る余剰部分の賃貸、店舗用土地の賃貸等に関する様々な規制を廃止する。  | 措置済<br>10年6月10日 | —               | —              | 大蔵省銀行局銀行課長・中小金融課長事務連絡の廃止                    | 7(1)⑥    | 金融監督庁             |

| 事項名               | 措置内容   | 実施予定時期              |              |                | 備考         | 改定計画との関係 | 所管省庁                           |
|-------------------|--|---------------------|--------------|----------------|------------|----------|--------------------------------|
|                   |  | 平成10年度              | 平成11年度       | 平成12年度         |            |          |                                |
| ⑧銀行の関連会社の行う業務     | 銀行の関連会社の行う業務については、銀行法第12条の他業禁止規定に留意しつつ、他産業に与える影響等も総合的に勘案のうえ、見直しを行う。また、適正化措置済会社に係る規制の見直しについても、上記と同様の観点から見直しを行う。 | 措置済<br>10年12月<br>1日 | —            | —              | 総理府令・大蔵省令等 | 7(1)⑦    | 金融監督庁<br>大蔵省                   |
| ⑨従属業務と金融関連業務の兼営   | 子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて結論を得る。      |                     |              | 12年度以降<br>(検討) | 13年度末までに結論 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省<br>(7(3)⑫に<br>再掲) |
| ⑩従属子会社の収入依存度規制の緩和 | 子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和することについて検討し、平成13年度末までに結論を得る。                           |                     |              | 12年度<br>(検討)   | 13年度末までに結論 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省<br>(7(3)⑬に<br>再掲) |
| ⑪子会社等の業務範囲の拡大     | 「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成13年度末までに、銀行等の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。         |                     |              | 12年度<br>(検討)   | 13年度末までに結論 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省<br>(7(3)⑭に<br>再掲) |
| ⑫銀行の法人代理店に係る店舗規制  | 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で、金融審議会等において検討を行う。                                       |                     | 11年度<br>(検討) | 12年度<br>(検討)   |            | 7(1)⑧    | 金融監督庁<br>大蔵省                   |
| ⑬代理店の取扱業務に係る規制撤廃  | 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から検討を行う。                                      |                     |              | 12年度<br>(検討)   |            | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省                   |
| ⑭銀行の店舗に係る認可制度     | 銀行法第8条における営業所に関わる認可について、審査基準の簡素化を図るとともに、実態を踏まえ届出制への移行について、金融審議会等において検討を行う。                                     |                     | 11年度<br>(検討) | 12年度<br>(検討)   |            | 7(1)⑨    | 金融監督庁<br>大蔵省                   |
| ⑮店舗関係の届出          | 代理店主の交代に伴う代理店の設置と廃止に関し、届出事項とすることについて、代理店の認可制度等の趣旨を踏まえつつ、金融審議会等において検討を行う。                                       |                     | 11年度<br>(検討) | 12年度<br>(検討)   |            | 7(1)⑩    | 金融監督庁<br>大蔵省                   |

| 事項名                          | 措置内容   | 実施予定時期                                 |                        |                 | 備考         | 改定計画との関係 | 所管省庁                  |
|------------------------------|--|--|------------------------|-----------------|------------|----------|-----------------------|
|                              |  | 平成10年度                                 | 平成11年度                 | 平成12年度          |            |          |                       |
| ⑯店舗外現金自動設備に係る営業時間変更の届出       | 店舗外現金自動設備に係る営業時間変更の届出の廃止について、顧客の利便性、監督の在り方等の観点から検討を行う。                 |  |                        | 12年度<br>(検討)    |            | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省          |
| ⑰店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出   | 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止について、引き続き検討を行う。                            |  | 11年度<br>(検討)           | 12年度<br>(検討)    |            | 7(1)⑩    | 金融監督庁<br>大蔵省          |
| ⑱ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し | 利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるよう検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。  |  |                        | 12年度以降<br>(検討)  | 13年度末までに結論 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省          |
| ⑲天災等による臨時休業に係る公告の見直し         | 天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から検討を行い、結論を得る。                      |  |                        | 12年度<br>(検討・結論) |            | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省          |
| ⑳金融機関に係る許認可等の事務手続            | 金融機関に係る許認可等の事務手続の簡素化・迅速化・明確化等に向けて、個々の事由に応じて具体的な措置を検討し、結論を得たものから逐次実施する。 | 一部措置<br>済<br>10年6月<br>10日<br>(金融監督庁関係) | 11年度以降<br>検討<br>〔逐次実施〕 |                 |            | 7(1)⑫    | 金融監督庁<br>農林水産省<br>労働省 |
|                              |  | 10年6月<br>17日<br>(農林水産省関係)              |                        |                 |            |          | 農林水産省令等               |
|                              |  | 10年6月<br>8日<br>(労働省関係)                 |                        |                 |            |          | 労働省令等                 |

| 事項名                          | 措置内容  | 実施予定時期 |          |               | 備考                                     | 改定計画との関係 | 所管省庁                                  |
|------------------------------|---|--------|----------|---------------|--|----------|---------------------------------------|
|                              |   | 平成10年度 | 平成11年度   | 平成12年度        |  |          |                                       |
| ②銀行法附則第5条(銀行の証券取引業務に係る認可)の廃止 | 銀行法附則第5条による金融再生委員会の認可の廃止について、同条の趣旨を踏まえつつ、検討を行う。   |        |          | 12年度以降(検討)    |  | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省                          |
| ②全信連の行政当局に対する申請手続等の適正化       | 全国を地区とする信用金庫連合会については、他法令等を踏まえ、申請手続きについて検討を行い、結論を得る。   |        |          | 12年度(検討・結論)   |  | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省                          |
| ②単位協同組織金融機関における優先出資の発行       | 信用金庫等単位協同組織金融機関においても優先出資の発行を可能とする。  |        |          | 12年度(公布後1月以内) | 第147回国会に法案提出                           | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省<br>農林水産省<br>通商産業省<br>労働省 |
| ④協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱い   | 協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱いについて、商法上の取扱いを念頭に、関係省庁とも調整しつつ、見直し等の必要性について検討を行う。                                  |        |          | 12年度以降(検討)    |  | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省<br>農林水産省<br>労働省          |
| ⑤信用金庫の定款の変更等の認可              | 信用金庫法又は証券取引法の規定により認可又は登録を得て行う証券業務に係る定款及び業務方法書の変更認可を不要とすることについて検討を行い、結論を得る。                                |        |          | 12年度(検討・結論)   |  | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省                          |
| ⑥信用金庫の従たる事務所の定款への記載          | 銀行法第8条に係る認可制度の廃止の検討に併せ、信用金庫の定款記載事項について、金融審議会等において引き続き検討を行う。   |        | 11年度(検討) | 12年度(検討)      |  | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省                          |
| ⑧金融会社の株式保有規制                 | 金融会社間の競争が激しくなってきたことや金融再編が進んできていること等の金融機関を取り巻く環境の変化の推移を踏まえ、現行の規制が現時点でも適切なものとなっているかという観点から、金融会社の株式保有制限を見直す。 |        |          | 12年度以降(検討)    | 金融機関を取り巻く環境の変化の推移を踏まえ、14年度に見直しを行う方向で検討 | 新規       | 公正取引委員会                               |

## (3) 保険

| 事項名                       | 措置内容   | 実施予定時期                            |                                   |                      | 備考                         | 改定計画との関係 | 所管省庁                       |
|---------------------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------|----------------------------|----------|----------------------------|
|                           |  | 平成10年度                            | 平成11年度                            | 平成12年度               |                            |          |                            |
| ①保険業とその他金融業との子会社方式による相互参入 | 保険会社と他の金融業間の子会社方式による相互参入を順次実現する。   | 一部措置済<br>10年12月1日(保険業と証券業の相互参入実施) | 一部措置済<br>11年10月1日(保険業から銀行業への参入実施) | 12年度(12年10月1日完全実施予定) | 保険業法                       | 7(3)①    | 金融監督庁<br>大蔵省               |
| ②生・損保会社本体による相互参入の範囲       | 現在進んでいる生・損保の子会社方式の相互参入の定着状況を見つ、検討する。   |                                   | 11年度以降(検討)                        |                      |                            | 7(3)②    | 金融監督庁<br>大蔵省               |
| ③生・損保子会社による相互参入の範囲        | 日米保険協定の決着を踏まえ、子会社による第3分野相互参入については、主要分野(損保分野)の規制緩和を実施した後、遅くとも2001年までに現在の激変緩和措置を終了する。                    | 10年度以降(準備)                        |                                   |                      | 遅くとも13年までに実施予定             | 7(3)③    | 金融監督庁<br>大蔵省               |
| ④子会社等の業務範囲の拡大             | 「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成13年度末までに、銀行等の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。 |                                   |                                   | 12年度(検討)             | 13年度末までに結論                 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省<br>(7(1)①の再掲) |
| ⑤保険相互会社の株式会社化             | 保険相互会社について、株式会社への転換が平滑に図られるよう法令上の手当を行うべく検討を行い、結論を得る。   |                                   | 11年度(結論)                          | 12年度(公布後3か月以内)       | 第147回国会に法案提出               | 7(3)④    | 大蔵省                        |
| ⑥損害保険料率の設定の自由化            | 火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体の使用義務を廃止する。  | 措置済<br>10年7月1日                    | —                                 | —                    | 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律 | 7(3)⑤    | 金融監督庁<br>大蔵省               |

| 事項名                   | 措置内容   | 実施予定時期 |              |                   | 備考                            | 改定計画との関係 | 所管省庁              |
|-----------------------|--|--------|--------------|-------------------|-------------------------------|----------|-------------------|
|                       |  | 平成10年度 | 平成11年度       | 平成12年度            |                               |          |                   |
| ⑦リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃  | リスク細分型自動車保険の取扱いに関するガイドライン廃止に係る検討の中で、同保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃することについて結論を得る。   |        | 11年度<br>(検討) | 12年度以降<br>(検討・結論) | 自動車事故の被害者救済に与える影響を検証しつつ速やかに結論 | 7(3)⑥    | 金融監督庁<br>大蔵省      |
| ⑧保険商品の届出対象商品の拡大       | 企業や年金基金等に対する保険については早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険についても原則届出制への移行について、引き続き検討を進め、平成13年度中に結論を得る。<br>なお、規制緩和委員会第1次見解を踏まえつつ、審査期間の一層の短縮に努める。  |        | 11年度<br>(検討) | 12年度<br>(検討)      | 13年度中に結論                      | 7(3)⑦    | 金融監督庁<br>大蔵省      |
| ⑨企業分野の保険に係る事前届出制の在り方  | 企業分野の保険に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者の保護の観点から踏まえつつ、引き続き見直しを行い、平成12年度中に結論を得る。   |        |              | 12年度<br>(検討)      |                               | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省      |
| ⑩銀行等による保険商品の販売とその範囲拡大 | (a) 住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、弊害防止措置等を講じた上で、遅くとも平成13年までに銀行等による販売を認める。  |        |              | 12年度以降<br>(措置)    | 第147回国会に法案提出<br>13年4月1日施行予定   | 7(3)⑧    | 金融監督庁<br>大蔵省      |
|                       | (b) 上記以外の保険商品についても銀行等による販売対象とすること及び銀行等の販売する保険商品はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成12年度中に結論を得る。   |        | 11年度<br>(検討) | 12年度<br>(結論)      |                               |          | 7(3)⑧             |
| ⑪銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し   | 銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言、銀行のパソコンソフトの顧客向け販売、銀行の利用回線のリセールなど）を、銀行又は保険会社本体で行うことについて、利用者保護の観点を含め検討を行い、平成13年度末までに、銀行又は保険会社本体の業務範囲についての考え方を整理し、結論を得る。 |        |              | 12年度以降<br>(検討)    | 13年度末までに結論                    | 新規       | 大蔵省<br>(7(1)⑤の再掲) |

| 事項名                             | 措置内容  | 実施予定時期              |              |                | 備考                         | 改定計画との関係 | 所管省庁                       |
|---------------------------------|---|---------------------|--------------|----------------|----------------------------|----------|----------------------------|
|                                 |   | 平成10年度              | 平成11年度       | 平成12年度         |                            |          |                            |
| ⑫従属業務と金融関連業務の兼営                 | 子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて結論を得る。 |                     |              | 12年度以降<br>(検討) | 13年度末までに結論                 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省<br>(7(1)⑨の再掲) |
| ⑬業務範囲規制の適用対象範囲の見直し              | 保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。                           |                     |              | 12年度<br>(検討)   | 13年度末までに結論                 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省               |
| ⑭生命保険の構成員契約規制                   | 行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方についての検討を行う。   |                     | 11年度<br>(検討) | 12年度<br>(検討)   |                            | 7(3)⑨    | 金融監督庁<br>大蔵省               |
| ⑮保険契約者保護機構(仮称)の創設               | 保険契約者保護機構(仮称)を創設する。   | 措置済<br>10年12月<br>1日 | —            | —              | 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律 | 7(3)⑩    | 金融監督庁<br>大蔵省               |
| ⑯損保会社の関連会社の親会社からの収入依存度制限        | 保険会社の子会社に関する規定の整備を踏まえ、見直す。  | 措置済<br>10年12月<br>1日 | —            | —              | 金融監督庁・大蔵省告示                | 7(3)⑪    | 金融監督庁<br>大蔵省               |
| ⑰従属子会社の収入依存度規制の緩和               | 子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和することについて検討し、平成13年度末までに結論を得る。                      |                     |              | 12年度<br>(検討)   | 13年度末までに結論                 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省<br>(7(1)⑩の再掲) |
| ⑱損保会社の子会社が行う事故受付・相談サービス業務の時間帯制限 | 損保会社の子会社が行う事故受付・相談サービス業務の時間帯制限については、平成10年度上期中できるだけ早期に、検討の上、撤廃の措置を講ずる。                                     | 措置済<br>10年6月<br>8日  | —            | —              | 銀行局長通達の廃止                  | 7(3)⑫    | 金融監督庁<br>大蔵省               |
| ⑲保険会社の外貨調達原則自由化                 | 保険会社の保有資産全体での効率的運用を促進する観点から、保険会社のリスク管理の進展を踏まえつつ、外貨調達に関する規制を廃止する。  |                     |              | 12年度以降<br>(措置) |                            | 新規       | 金融監督庁                      |



| 事項名                                     | 措置内容   | 実施予定時期 |        |          | 備考         | 改定計画との関係 | 所管省庁         |
|---|--|--------|--------|----------|------------|----------|--------------|
|   |  | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度   |            |          |              |
| ②①保険会社の子会社、保険持株会社の子会社で承認を受けずに行う業務の範囲の拡大 | <p>保険会社の子会社、保険持株会社の子会社の業務の範囲については、次の①～③の業務を承認を受けずに行う業務の範囲に加えることについて、保険会社グループ全体としてのリスク管理、他業禁止の今日的意義及びグループ全体の経営の効率化等に留意しつつ、検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。</p> <p>① 投資信託販売支援業務<br/>② リース業務（範囲拡大）<br/>③ 緊急アシスタンス業務</p> |        |        | 12年度（検討） | 13年度末までに結論 | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省 |
| ②①特別勘定付加商品の拡大                           | <p>生命保険の特別勘定付加商品の拡大について、運用結果に対する契約者の自己責任の問題等に留意しつつ、検討を行う。</p>  |        |        | 12年度（検討） |            | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省 |
| ②①地震保険の料率の在り方                           | <p>国民の自助努力を支援するとともに地震保険の普及を促進する観点から、住宅の耐震性能を保険料率に一層反映させることについて検討する。</p>  |        |        | 12年度（検討） |            | 新規       | 金融監督庁<br>大蔵省 |